



島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第31号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	2
島根県森林審議会規則	（農林水産総務課）	2

【告 示】

島根県森林審議会規程の廃止	（農林水産総務課）	3
---------------	-----------	---

【公企規程】

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	3
-----------------------------------	----------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部改正		3
------------------------------	--	---

公布された条例等のあらまし◇**島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則**（規則第31号）

1 規則の概要

児童福祉専門分科会児童処遇部会の担任する事務を追加することとした。（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇**島根県森林審議会規則**（規則第32号）

1 規則の概要

(1) 島根県森林審議会（以下「審議会」という。）は、委員12人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。（第3条関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則（平成12年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条の表児童福祉専門分科会の部児童処遇部会の項担任する事務の欄に次のように加える。

(7) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめによる重大事態に係る調査等に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県森林審議会規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

島根県森林審議会規則

（趣旨）

第1条 島根県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

（会議）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第155号

島根県森林審議会規程（昭和26年島根県告示第670号）は廃止し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月18日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

本則中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成26年3月18日から施行する。